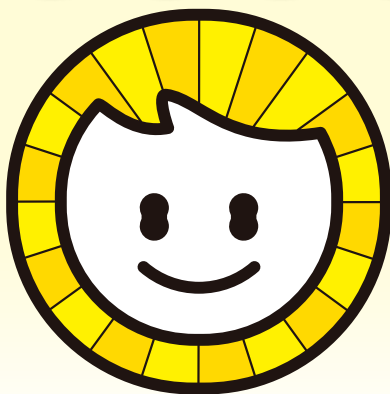


太田市 市内経済活性化事業



太田市の皆さま

日頃より、市政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。昨今の物価高騰により、生活にかかる負担が大きくなっていることを案じております。こうした状況を踏まえ、市民の皆さまへ「OTACO定額カード」を配布することといたしました。OTACO定額カードを太田市内のお店で使っていただき、日々の生活の一助となれば幸いです。これからも、市民の皆さまの声に耳を傾けながら、より良い市政を築いてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆さまのご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。



太田市長 穂積昌信

対象者

令和7年8月1日時点で、太田市の住民基本台帳に登録されている方を対象に世帯ごとに配布しております。

配布物

対象者1名につき、5,000円のOTACO定額カード1枚

注意事項

OTACO定額カードは令和8年2月28日までの有効期限となります。



OTACO定額カードオモテ面右下のQRコードは、支払い、アプリ移行に使用する部分になります。
インターネット等に掲載すると他人にスマートフォン等で読み取られてしまうおそれがありますので、ご注意ください。

本事業に関するお問い合わせ

太田市市内経済活性化事業 コールセンター

☎ 0570-015-789

受付時間 9:00~18:00

受付期間 2025年10月1日~2025年12月26日(平日のみ)

よくあるご質問

Q1 OTACOとは何ですか。

A1 太田市が発行するデジタル金券のことで、市内のOTACO加盟店で利用できるキャッシュレス決済サービスです。スマートフォンアプリや専用カードを使用して、1ポイント=1円として利用できます。

Q2 配布されたOTACO定額カードはどうやって使えますか。

A2 カードのまま使う方法と、スマートフォンアプリに移行して使う方法があります。詳しくは同封の「OTACO定額カードの使い方」をご確認ください。

Q3 OTACOはどこのお店で使えますか。

A3 OTACO加盟店として登録している市内のお店で使えます。アプリは登録しているすべての加盟店で使えますが、カードは一部の加盟店でのみ使うことができます。カードが使える加盟店は、同封の「加盟店一覧」をご確認ください。



↑ステッカー
のぼり→

Q4 OTACO定額カードはお釣りができますか。

A4 お釣りは出ませんが、残高がなくなるまで繰り返し使えます。支払い金額が残高を超える場合は、現金と併用することもできます。

Q5 OTACOで支払えないものはありますか。

A5 下記内容はお支払いができません。

●出資や債務の支払い ●現金との換金、金融機関への預け入れ ●たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこの購入 ●金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券等)、旅行券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入 ●国税・地方税等の公租公課 ●医療保険、介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む。) ●宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、取扱加盟店以外の事業者への支払が実質的に可能となるもの ●土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場(一時預かりを除く)等の不動産にかかわる支払い ●「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する営業のうち、同条第4項を除くものに係る支払い ●特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの ●会費、商品及びサービスの引換代金を前払いとするもののうち、デジタル金券の使用期限を超えるもの ●各加盟店が使用を不可としたもの ●その他、市長が適当でないと認めるもの

▶ Other languages

<https://www.city.ota.gunma.jp/page/1051431.html>



▶ 利用規約はこちら

<https://www.city.ota.gunma.jp/page/1051430.html>



その他ご不明な点は下記コールセンターまでお問い合わせください

太田市市内経済活性化事業 コールセンター

☎ 0570-015-789

受付時間 9:00~18:00

受付期間 2025年10月1日~2025年12月26日(平日のみ)